

「体外排出によるダイエットを謳う食品に関する広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)案」に関する意見募集について

平成16年10月13日
厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の適正化については、健康増進法（平成14年法律第103号、以下「法」という。）第32条の2の規定に基づき、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」（平成15年8月29日付薬食発第0829007号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について」（平成15年8月29日付食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号厚生労働省医薬食品局基準審査課長及び監視安全課長通知）に従って監視指導を行っているところです。

今般、難消化性炭水化物を主な原材料とし、食事により摂取した脂質、炭水化物等をゲル化させ包み込むことにより、これらの体内吸収を阻害し、体外に排出できる旨を謳う食品について、広告で標榜される作用機序の真偽を検証するとともに、当該食品を摂取することによる必須栄養素の吸収阻害等の健康影響について、実験動物を用いた試験・調査を実施したところ、係る効果についての作用機序は確認できないという結果が得られました。

については、「体外排出によるダイエットを謳う食品に関する広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」（別添PDF：12.4KB）を定めることとしましたので、広く国民の皆様から御意見（科学的知見に関する情報等を含む）を承るべく、以下の要領で御意見を募集いたします。

なお、本指針における地方公共団体が行う監視指導に係る記述は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく「技術的助言」として発出する予定であることを申し添えます。

1 意見・情報の提出方法

御意見・御提案をまとめ、電子メール又は郵送にて提出してください（電話等による御意見の提出は御遠慮下さい。）。いただきました御意見は、最終的なとりまとめにおける参考とさせていただきますが、個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

【提出先】

電子メールの場合

kenzoudf@mhlw.go.jp（テキスト形式以外での御意見の提出はお受けできませんので御注意ください。）

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室あて

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室あて

2 意見・情報の提出上の注意

住所、氏名、職業（会社名、団体名等）、役職、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記の上、日本語にて御意見をお寄せ下さい。

いただきました御意見に関しまして、住所、電話・FAX番号、電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性がありますことを御承知おき下さい。

3 意見・情報提出の締め切り日

平成16年11月12日（金）（必着）

なお、厚生労働省ホームページにおきまして、健康増進法に基づく虚偽誇大広告規制に関する情報を掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/7.html>